

事務局説明資料

(金融グループ関連)

平成27年3月3日
金融庁総務企画局

金融グループを巡る制度のあり方について

背景

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識されている。
- 足許、金融グループの多様化・国際化等が進展しているが、持株会社その他の金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合していないとの指摘も存在。
 - 主要行グループを中心に、金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は低下の傾向
 - 他方で、近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れ
 - グループ全体の競争力強化に向けて、持株会社には、グループ全体での戦略的な経営方針の策定、的確な経営・リスク管理およびそのために必要な資本・資金の調達など、より幅広い中核的な役割が求められる傾向（これに対し、現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置づけ）
 - さらに、グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

金融グループにおいて、持株会社が、より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、銀行本業とのシナジーが期待できる分野において柔軟な業務展開を可能とするため、金融グループを巡る制度のあり方について、検討が必要ではないか。

金融持株会社を通じた機能発揮

金融持株会社による戦略的な経営方針の策定

グループ全体の経営・リスク管理の強化

等

グループ全体での柔軟な業務展開

金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施

金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化

等

金融事業を巡るシナジー、コスト削減効果の拡大